

第 2 回

政務活動費検討委員会記録

郡 山 市 議 会

第2回政務活動費検討委員会

日 時 平成29年3月17日（金曜日）
 午前10時00分 ～ 午前11時37分
 実会議時間 / 1時間32分

会 場 第2委員会室

傍 聴 者 あり

出席委員 佐藤 徹哉 委員長
 栗原 晃 副委員長
 箭内 好彦 委員
 蛇石 郁子 委員
 飯塚 裕一 委員
 折笠 正 委員
 佐藤 栄作 委員
 山口 信雄 委員
 岩崎 真理子 委員
 但野 光夫 委員
 塩田 義智 委員
 近内 利男 委員

欠席委員 なし

説明員 なし

事務局職員 【書記】
 議会事務局長 浜津 良一 議会事務局参事 伊藤 克彦
 兼総務議事課長
 総務議事 渡邊 信幸 政務調査係長 佐藤 真人
 課長補佐
 主 任 三瓶 真紀 主 任 吉田 香織
 主 任 佐藤 斉 主 査 片桐 智子

会議に付した事件
 政務活動費の運用における課題について

現地調査の有無
 なし

午前10時00分 開会

○佐藤徹哉委員長 ただいまから第2回郡山市議会政務活動費検討委員会を開会します。

本日の欠席等の届け出はありません。

傍聴者がいらっしゃいますので、ご報告いたします。

では、協議に入る前に委員席の指定を行います。今、皆さんがお座りの席を当委員会の委員席として指定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 そのように指定します。

それでは、早速協議に入ります。

(1) 政務活動費の運用における課題について。

前回の委員会でもありましたとおり、本日は支出時期の考え方、交付方法について協議を行います。協議の進め方ですが、初めに、前回の委員会において近内委員より要望のありました政務活動費のこれまでの経過について、事務局から説明を受けたいと思います。その後、協議事項の政務活動費の運用における課題について、項目ごとに事務局から説明を受けた後、協議を行うということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、そのように進めさせていただきます。

まず、政務活動費のこれまでの経過について、事務局に説明を求めます。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 それでは、政務活動費のこれまでの経緯について、配付させていただきましたA4の「政務活動費これまでの経過」により説明させていただきます。

今回の資料は、平成12年の地方自治法の改正を受け、平成13年4月1日に条例を制定し、スタートした政務調査費から記載しております。その前については、郡山市議会市政調査研究費の補助金で要綱に基づくものであり、議員1人当たりの月額が13万円でした。前制度の13万円という額と同額で政務調査費は始まっております。また、政務調査費としては条例の制定のほか、政務調査費内規を定め、取り扱っております。

内規の一部改正として、平成15年8月には、通信費の上限を月1万円から月2万円、ウイルスソフト以外は対象としない、9月には備品について、12月にはホームページや広報誌、領収書などの取扱いについて、一部改正をしております。

次ページをご覧ください。平成16年5月には通信費の月額上限を2万円とし、加入電話代は月額上限1万円とする、パソコンソフトは文書作成関係、ホームページ作成関係、辞書、辞典関係等を対象とする、領収書等について、支出の内容を明らかにするため、可能な限り内訳書等の証拠伝票や資料を添付するなど、旅費に関する取扱い等について、内規の一部改正をして

おります。その後、平成17年4月に県内出張に関する取扱い、平成18年12月にはハイウェイカードや旅費の精算の取扱いに関する内規の一部改正をしております。

次のページ、平成20年4月には議会改革検討委員会の検討結果を受け、これまでの内規を廃止し、すべての支出に領収書の添付を義務づけるほか、電話料、自動車燃料費の按分率を4分の1、一月の上限を1万円とする取扱いを定めた郡山市政務調査費の手引きを作成いたしました。

平成23年4月からは、政務調査費審議会の検討の結果、政務調査費の月額が議員1人当たり10万円と金額が減額となっております。その後、平成24年9月の地方自治法の改正を受け、政務活動費検討委員会を設置し、種々検討がなされた結果、政務活動費の交付に関する条例が制定され、名称も政務調査費から現在の政務活動費に変わるとともに、政務活動費に充当できる範囲が定められたほか、政務活動費の手引きも作成され、平成25年4月より政務活動費として適用が始められました。

平成26年10月には新聞購読料や、次のページになりますが、住宅地図、携帯端末等の取扱いの手引への明示や、通信運搬費や自動車燃料費の領収日ベースでの取扱いなどの手引きの改正をしております。また、平成26年12月には要請、陳情の範囲に独立行政法人を含めることとした手引きの改正のほか、政務活動費収支報告のウェブ公開開始などを行っております。

なお、今回の資料につきましては、改正した主な事項を抜粋し、記載しております。

説明は以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局の説明が終了しました。各委員からのご意見、ご質問等を受けます。

蛇石委員。

○蛇石郁子委員 資料、ありがとうございます。

3ページの説明で、平成20年4月1日から検討委員会の結果を受けて、政務調査費の手引きを作成となっているのですが、検討委員会はいつからいつまで開かれていたのか、時期、時系列というか、そこを教えてくださいと思います。その後にもまた政務活動費の検討委員会等もあったと思うので、その会議がいつからいつまでかというのが、もしわかれば教えていただけるとありがたいと思います。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 3ページの政務活動費の手引の作成については、地方自治法で政務調査費から政務活動費に変更になった点を踏まえて、また、その条例に定める部分、条例においては、政務活動費を充てることができる範囲というものを定めることとしておりまして、その関係の検討等も含め、平成24年11月14日に政務活動費検討委員会を設置し、5回開催し、政務調査費の条例を、政務活動費の交付に関する条例に変更する協議を行っておりますので、平成24

年度中に５回開催して、成果を出した委員会となっております。

議会改革検討委員会については、平成19年９月25日に設置し、平成20年８月21日まで15回協議を進め、費用弁償、政務調査費について、議員の出張旅費に関する特別車両料金の検討等と、そのほか議会運営について、政務調査費だけではなく議会運営に係るものも含めて検討したものです。最終的には20年９月３日に最終報告書を決定する第16回の会議を経て、活動の報告書を出したという内容となっております。

以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 岩崎委員。

○岩崎真理子委員 ４ページでご説明いただきました最後の欄で、ウェブ公開ですね。これ全会派分を一覧にしたもので公開しているというのが現状ですね。説明のときに抜粋掲載とおっしゃられましたけれども、このほかに何か抜粋して掲載しているものがあるのかどうか教えていただけたらと思います。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 ウェブへの掲載については、抜粋ということではなく、今回作成した資料については、あくまでこれだけではなく、今回説明した資料、このほかにもいろいろな検討はありましたが、主な事項を抜粋してまとめております。ウェブに関しては、抜粋ではなく収支報告書を掲載しております。

○佐藤徹哉委員長 岩崎委員。

○岩崎真理子委員 収支報告書のみということですか。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 収支報告一覧表です。

○佐藤徹哉委員長 岩崎委員。

○岩崎真理子委員 一覧表のみですか。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 一覧表のみです。

○佐藤徹哉委員長 但野委員。

○但野光夫委員 説明は求めないですけれども、事務局にこれまでの経過を問いただした、近内委員が言わないから私が言いますけれども、その経緯については、この政務活動費だけの経緯を追ったのではこの議論は進まない。今、蛇石委員が言われたように、当時は議会改革として、全体的なものとして議員のあり方を問う検討委員会だった。したがって、ここで最大のポイントは、議員が議会開催日に市役所に来たときに費用弁償として払われてきたものが廃止された。これと、あとガソリン代と通信費、これが全額支給されていましたが、これが議員ではあるが100%議員活動ではないだろうということで、さまざまな判例をもとに４分の１

にしたというのが、大きな決定だったのですね。

今回の検討委員会は、この平成20年、もう今から10年前に決めたこの基準が、果たして10年たってみて妥当であるかどうかということを検討するために開かれていると、私は個人的に思っています。そういうことがわかるように、委員の皆さんも新しい人があるので、そういうことがわかるように近内委員から経緯の説明をしてほしいということだったと思うので、そういうことを委員の皆さんもよくわかってほしいと。

当時は、確かに政務調査費といわれるのは、マスコミ等で第二の給料と言われ、大変たかかれ、郡山市議会においてもその支出の不透明さ等が問いただされた時期がありました。それで、当時の議長を中心とする検討委員会でかなりシビアに検討を重ねて、ここまでやればさまざまな裁判、全国で行われている裁判の最も厳しい基準であろうと、こういうもので決めました。したがって、郡山市議会のこの基準は恐らくどこの自治体よりも厳しいし、当然、福島県よりも厳しいです。そういったことをよくわかった上で、次の議論に入るのが妥当なのかなと思いますので、もし事務局の皆さんも、古い人はわかっていると思いますけれども、そういうことかと思しますので、よろしくお願いします。

○佐藤徹哉委員長 近内委員。

○近内利男委員 但野委員に代弁してもらったようで申しわけないので、私からも資料請求者ということで一言申し上げれば、私もそうですけれども、議会事務局も10年前に事務局にいた人がだれもいないと思うのですね。だからこういう、いわゆる過去はどうであったかということ振り返ってみて、お互いに考えていこうということでもあります。

10年前と今日が、地方自治法の改正というのがありましたけれども、その趣旨の中に、ここに書いてありますように、使途が拡大されたということが、国の方針においては大きいと思います。あと、本市の中においては議会基本条例が制定されたということで、議会や議員の果たす役割が明記されて、それに沿って議員活動をしなければいけないということがあります。ですから、今日の姿に見合う政務活動費のあり方でなければいけないというのを、基本について議論を進めていくことが大切であるということで、今までの経過ということで、お互いに議員ばかりではなくて、事務局の皆さんもそういう視点で考えていただきたいと思ひまして、一言申し上げました。

○佐藤徹哉委員長 お二方とも追加でその辺の資料請求とかはしないのですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 佐藤委員。

○佐藤栄作委員 この使途基準等の主な改正内容には記載されていないと思うのですが、教えていただきたいことが1点ございまして、海外視察は以前、先輩議員たちは、行われていたと思うのですが、その辺、今多分ない状況だと思うので、いつから廃止されたのかという、その

辺の経緯を教えてくださいましたらと思います。

○佐藤徹哉委員長 浜津議会事務局長。

○浜津議会事務局長 ただいま佐藤委員が言われている海外視察というのは、多分、県議長会等で、議員6年とか7年になったときに中国への派遣というのがありましたけれども、今現在も議長会には制度としてはあります。ただ、郡山としてはそれに参加しないという方向づけを行ったので、私が前に在籍していたときですから、もう10年以上前から廃止にはなっていると思います。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長

○佐藤政務調査係長 今の局長の話とは別なところですが、政務活動費の手引きにおいて、海外視察はだめという記載はなされていないので、そこは別な部分というご理解をいただけたらと思います。

○佐藤徹哉委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、なしと認め、政務活動費のこれまでの経過については閉じさせていただきます。

それでは、協議事項に入ります。

2番の協議事項、初めに（１）政務活動費の運用における課題についてのうちの（ア）支出時期の考え方について、事務局に説明を求めます。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 それでは、協議事項（１）政務活動費の運用における課題についてのうち、支出時期の考え方について、配付させていただきましたA4の資料1と、その後ろに参考としてつけました2枚の資料をもとに説明いたします。

資料1の構成としては、検討の内容、課題の事例、現行の取扱いという形で構成した資料としております。

初めに、支出時期の考え方ですが、検討の内容としては通信費、電話料等の支出時期の取扱いが煩雑であるため、整理をすることが必要として出されたものであります。課題の事例等としては、初めに（１）として、携帯電話料の支出の取扱いについて挙げております。①9月分の利用の支出時期。請求日が10月15日、領収日が11月30日の場合。②10月利用分の支出時期。請求日が11月15日、領収日が1月4日の場合。③11月利用分の支出時期。請求日が12月15日、領収日が2月1日の場合。④12月利用分の支出時期。請求日が1月15日、領収日が2月29日の場合を事例として出しております。

現行の取扱いとしましては、基本的に領収日をベースとして、月でまとめることとし、平成26年10月1日に手引き様式を改正し、運営しております。例として出しております①の場合、

こちらが一般的な事例でございますが、支出のあった月である11月支出として政務活動費から支出しております。④の場合も基本的な取扱いで、2月支出として政務活動費から支出しております。②の場合、こちらは領収日が1月4日ですが、12月支出として政務活動費から支出し、③の場合、領収日が2月1日ですが、こちらは1月支出として政務活動費から支出しております。

前後の支出月との関係や重複しないことを確認し、取り扱っております。課題等としては領収日、こちらは銀行営業日の関係で翌月にずれ込む場合があり、支出月のみでの整理は難しいという点がございます。また、もっと複雑な事例になりますが、資料1の後ろに付けました資料の通信費等の支出で説明いたします。

通信費は、こちらの事例では固定電話、携帯電話、ネット回線の3種類ありますが、1月支出として固定電話は利用月11月分、こちらはカード払い。携帯電話は10月分、こちらもカード払い。ネット回線は11月分、こちらもカード払いとして整理した流れで、1月支出通信料の政務活動費からの支出をしており、以降の2月支出は固定電話は利用月12月分、携帯電話は利用月11月分、ネット回線は利用月12月分という流れで、固定電話、携帯電話、ネット回線の利用月と3月支出、4月支出の関係が整理された流れでつながっておりますが、固定電話とネット回線の支払いをカードから口座に切りかえる。この場合、支出月と固定電話とネット回線の利用月に変動が生じ、5月支出は固定電話とネット回線で、利用月3月分と利用月4月分の2カ月分が生じる事例が出てきております。この場合、支出月のほか利用月を記載し、重複がないことがわかる形で取り扱うようにしておりますが、非常にわかりづらく煩雑となっております。このような事例は、支出方法の変更のほかに携帯会社の変更などによっても見受けられるという形となっております。

続きまして、資料1にお戻りいただきまして、(2)の口座引き落とし等に見られる年度末利用分の年度区分の取扱いについてでございます。

①2月の利用の支出時期。請求日が3月15日、領収日が次年度である4月28日の場合。②こちら特殊ケースとなりますが、請求日が2月15日、領収予定日の3月31日が休日で銀行が休みのため、実際の領収が4月1日となった場合を事例として出しております。

現行の取扱いとしましては、基本的に領収日が属する年度の政務活動費から支出しており、①、②とも領収日の年度の政務活動費から支出となります。

課題等としては、支出は次年度で取り扱っていますが、前年度使用分であり、前年度の取扱いとしても考えられるというような、考え方の整理があるという点がございます。

次に、(3)の年度末請求における年度区分の取扱いでございますが、例として請求日が3月の場合、こちらは原則としては現行の取扱いとして請求のあった年度内に支払い、その年度の政務活動費から支出していくという形をとっております。

続きまして、（４）の年度をまたぐものの取扱い等、年間購読、複合機リース代等についてでございます。

まず①として、平成28年10月分から平成29年９月分を平成28年９月に業者に支払いをした場合を事例として出しております。現行の取扱いといたしましては、各年度で分割して政務活動費を支出している。または最終月にまとめて政務活動費から支出しております。取扱い１、２として文言で掲載していますが、わかりづらい点もありますので、資料１の後ろの２枚目の資料、年度をまたぐものの取扱い事例により説明させていただきます。

まず、上のほうに記載のとおり、事例としては、平成28年10月分から平成29年度分の期間が年度をまたいでいるケースで、その支払いを平成28年９月に行った場合となります。取扱い１ですが、平成28年10月から平成29年３月分、３月までの期間の成果等の完了を平成28年度分として政務活動費を支出し、平成29年４月分から平成29年９月分は、平成29年９月までの期間の成果等の完了後、平成29年度分として政務活動費を支出する形。平成28年度分と平成29年度分の政務活動費の支出に分割して取り扱うものです。

次に、取扱い２です。こちらは、平成28年10月から平成29年９月の１年分を、平成29年９月の成果等のすべての完了後、平成29年度分として一括して政務活動費を支出するという形。平成29年度の政務活動費ですべてを支出するという取扱いでございます。

以上の２つの取扱いをしています。

続いて、資料１に戻っていただきまして、（４）に②の事例を記載しておりますが、平成28年10月から平成29年３月のコピー代を平成29年４月の請求に基づいて支払った場合の事例です。こちら現行の取扱いとしましては、請求のあった平成29年度分の政務活動費の支出として、一括して取り扱っております。

これらの課題としましては、取扱いの統一性や妥当性の整理、考え方等も含めた整理という点が挙げられたということで、事務局の資料を整理しております。

協議事項（１）の支出時期の考え方についての説明は以上でございます。

○佐藤徹哉委員長　ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。委員各位の発言を許します。

個々人のお考え方とか述べていただければと思います。こうあるべき、こうしたほうがいい、そのほうが、会計を預かる者としてはこのほうが楽だなということがあれば。

但野委員。

○但野光夫委員　今何パターンか、現行はこのように何パターンかありますよね。だから、それを統一するのがいいのか、このままがいいのかというのはこれから協議せねばならないのだけれども、通常の市役所の会計課がやっている財務会計上の決まりごとでやると、例えば年度をまたぐものとか、そういうのはいかなるものになるのですかね。恐らくこの政務活動費は特

殊な運用をかけているから、協議しないとならないなということになっていると思うので、通常だったら役所の会計だったらどうしていますか。それ、もしわかれば教えてもらえますか。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 通常の役所の場合ですと、年度をまたぐものにつきましては、支出負担等をかけて、次年度分を担保した上で平成28年度分で払う部分と平成29年度で払う部分と分けている形になります。また、例えば電話代の場合ですけれども、3月分につきましては、出納整理期間というものを特に役所は設けていますので、その期間中に整理して、前年度の部分の会計年度で処理するという形で、政務活動費の取扱いとは少し違った取扱いとなっております。

以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 山口委員。

○山口信雄委員 考え方の確認ですが、支払いが、例えば前もって支払った場合というものの年度をまたぐ場合というのが事例になっていると思いますが、払っているがそれが完了しない場合もあって、戻さなくてはいけない場合もあるということで、やはり支払いが発生していてもすべて終わってからお金は出るという考え方なののでしょうか。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 こちら、支払い形態としては先に払っていたとして、前払いの形になっているのですが、あくまで今、政務活動費の郡山市議会の取扱いとしましては、その成果を確認後、支出するという形で、確認してから出しますという形をとっています。

以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 ここはもう単に質問レベルではなくて意見、こうあるべきという意見をいただきたい。

箭内委員。

○箭内好彦委員 これからウェブで公開するということは、市民の皆さんが通常感覚、市民の感覚で見るということが多いのだと思います。そうすると、例えば社会通念上、一般的にはこうなのに、例えば役所は、あるいは議会だけが特殊な案件というのは、できるだけ是正をしていかないと、なかなか理解をいただけないと思うのです。

ですから、基本的に企業決算でも決算月から2カ月後という猶予があって、その間でその会計年度内のものをすべて決算処理をするという考え方だと思いますので、基本的には年度内のものは年度でという考え方でいいと思うのですが、ここでもう一回お聞きしたいのは、一般的に社会通念上のものと役所の会計の考え方、あるいは議会の処理の仕方が、例えばずれがあるのだという認識していらっしゃるという部分がおありなのかどうか、お尋ねしたいのですが。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 本市議会の政務活動費の取扱いと市役所の取扱いは違っているという認

識はしております。

課題としていろいろございますが、まず出納整理期間ぎりぎり5月31日まで、経理責任者でやっていただいて、6月に戻し入れをするといった場合ですけれども、その場合、市役所の事務的な戻し入れ、出納整理期間中に対応できないという部分がございます。当然、会派の皆さまが出していただくものを事務局でも確認して、最終的には取り扱っています。毎年度政務活動費の残金が生じた場合、戻し入れをしていただいているのですが、こちらは当然5月中には行って、精算をしている状況ですので、これが仮に、会派のほうで5月いっぱいまで精算を待ちますといった場合、当然その額の確定後の戻し入れというのは、その年度の出納整理期間中では対応できなくなるものですから、例えば翌年度に雑入として入れるとか、そういった特別な対応が必要になります。市役所と全く同じ体制でできるかという、難しい部分は出てくるというのがあります。ただ、取扱いは当然いろいろございますので、考え方の整理をして、郡山市議会としてこうしていくという考え方のもとでやっていくのが、一番大切なことかなという部分がございます。

○佐藤徹哉委員長 近内委員。

○近内利男委員 今、支出時期の考え方を協議しているわけですが、後にウェブ公開の内容も資料としてあるので、そういう話にもなると思うのですが、こういう扱いは各自治体で共通している部分があるかと思いますが、政務活動費の取扱いについては各自治体で違うわけですね。これが領収書も含めてウェブ公開された場合、日本全国、世界中からそれを閲覧することができる。そうすると、閲覧した人の基準は、自分が知り得る知識だけで、これはどうなっているのだという判断をされると思うのです。だから、例えば北海道旭川市の取扱いの場合とか、熊本市の取扱いの場合、郡山市と違う、どうなっているのかという問い合わせが、全国から議会事務局とか議員にきた場合、大変煩雑になるのではないかなという気がします。

だから、今、支出時期の話ですけれども、何で10月に使っているのに1月で支出しているのだと、おかしいのではないかなという問い合わせが来たとき、いや、うちの取扱いは内規でこうなっていますからという説明を、延々としなければいけないのではないかな。問い合わせが来たら対応しなくていけない。だから、各自治体で違うのだから、公開はそもそもしているのですよね。だから公開の仕方、それも考えながらこの支出時期の整理の仕方をおかかないと、ウェブに上がったときに炎上してしまう可能性もあるということです。だから、郡山市ではこう決めたということまでウェブに載せておかないと、そちらをご覧くださいとか、案内の仕方も考えておかないと、大変複雑、煩雑、炎上の可能性、そういうのを秘めていますので、ウェブは注意しなくてはならないですよ。私たちもそうですけれども。

だから、整理の仕方を今度、各議員が理解しないと大変ですよ。だって説明受けただけでもわかることとわからないこと、わからないこともわからないということがありますので、や

はり支出時期は慎重というか、ウェブ公開のほうですね。我々は、精算はこの決まりごとでやるにしても、ウェブ公開したときにどういうことが想定されるのかということを、危機管理も同じですけども、リスク管理をしないと大変なことも想定されると思いますので、月をまたぐのは支出しても説明すればわかってもらえると思うのですが、年度をまたぐ場合の取扱いについては慎重にしたほうがいいと思いますという意見です。

○佐藤徹哉委員長　そういう意見で結構です。

浜津議会事務局長。

○浜津議会事務局長　今、ウェブ公開の話ですが、この政務活動費の手引きそのものについては、ウェブに上がっています。見た方はこの手引きを見て、領収書を見て、ここがおかしいのではないかという話になると思います。そして、今回時期を考えて検討いただきたいというのは、こういうふうに取り扱いがばらばらなものですから、基本的に統一してもらいたいということで、今提示しております。

そういう意味で、リース代の支出についても市によって違います。だからある市においては、払った9月に一括して、平成29年度分はあったとしても、一括してもう政務活動費で認めているところもありますし、今回のように分割して認めるという形になるのですが、ただ難点は、領収書はもう平成28年の9月しかないから。だからどうするのかという話になったときに、ほかの市は平成28年9月の領収書のコピーと契約書、何月から何月までのというものをつけて、それを平成29年度で払うという対応をしています。

そういう取扱いがいろいろあるので、郡山としてはこの支払い時期を確定する。こういう支払いはこの時期です、電話代はこの時期ですと確定していただければ、またそれを手引きに反映して、郡山ではこう取り扱っていますということで表明するというか、公表するという形をとりたいということで、皆さんにご協議をいただいているところでございますので、よろしくお願いします。

○佐藤徹哉委員長　佐藤政務調査係長

○佐藤政務調査係長　先ほど私のほうで、市役所との違いを説明させていただきましたが、若干修正させていただきますと、当然、考え方を整理して市役所と同じ考え方、大きくは現金主義、発生主義とかそういったものがありますので、同じやり方でやっているところもございますので、その課題ばかり先ほど強調してしまって、出納整理期間とかそういったものを触れてしまって申しわけなかったのですが、先ほど箭内委員から発言がありましたように、年度でわかりやすくする取扱いというのは可能です。ただ、課題として期間的な制約が出てくる部分もあるというところで、発言の趣旨としては訂正させていただければと思います。申しわけございませんでした。

○佐藤徹哉委員長　ほかにご意見、質問でなくでもご意見で結構です。こうあるべきという話

があれば、どうぞ。

岩崎委員。

○**岩崎真理子委員** 説明をいただいて、この改善をどう図るかということが今、検討会議になっています。それで、事務局の取扱い上で、煩雑だということが今ご説明をいただきましたけれども、会計処理をする各会派の会計担当者のところでは、実際に今ご説明いただいたことで非常に困ったということが、実際にあったのかどうかということで、教えていただければ、どう改善を図ったらそれが解決するかということになるかと思いますので、この会議の中身ではより具体的に例を出していただいて、みんなで検討するというようにしてはどうかというのが1つです。

私たちの会派で非常に困惑したことが1点ありました。それは年間通じて、例えば農業新聞購読しますよね。そうすると4月から3月までで、支払いの時期がぎりぎりになるという、領収書が来るのがおくれたりして間に合わないことがあるわけで、気づいたときにお支払いをして精算をするというようにして、その精算した月で領収書を添付して処理をしたという時期があったのです。それが、だんだんそれではまずいということがあって、指摘がありまして、やはり3月の末日までなので、3月に入ってから処理してくださいということで、本当に頭の隅に置いておかないと、そういった例が何件かあるわけですよ、農業新聞だけにかかわらず。だから、そういうことを会計担当者のほうで気にしながら、期限が間に合うようにお支払いをして処理をするという、そこを把握だけしておけば、それもできるなということがわかったという事例で、ここで説明いただいて、これには該当はしませんが、年度内処理が可能だということで、会計担当者のほうで気にしながらやらなくてはならないことはありますが、大丈夫だという例かなと思っております。

以上です。ほかにあれば教えていただいて。

○**佐藤徹哉委員長** 箭内委員。

○**箭内好彦委員** その年度内のものを年度内にすべて処理をするというのは、事実上不可能なものです。現実的ではないのです。3月末までに使った分を3月末までに処理しなければならないという制度自体に、やはり疑問を感じます。ですから、逆に言えばその辺を訂正して、例えば一定期間、これだって通信費が例えば3月いっぱいまで使ったものが4月15日に請求して、例えば5月末までに支払いをするという、2カ月の猶予の範囲内ではおさまるという形ですよ。ですから、現実的に3月までいっぱい使った分を3月末までに処理をしてくださいということで、求めるほうが無理が来ると思うのです。

今、無理のないような、今通信費が代表だと言っていますけれども、これからどういう新しい費目がふえてくるかもしれませんが、ますますこの制度は改めませんと、やはり矛盾が生じると思うのです。ですからその辺が、例えば今の現行制度の中で、例えば3月末で締めて、5

月末までで処理を終えると、ただし、新年度は4月1日から始まっていますので、4月1日からの政務活動費は、新たにそれはそれでスタートをします。これ一般の社会はみんなそうですね。そういう仕組みに変えることができないのでしょうか。お尋ねいたします。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 現在の郡山市議会の政務活動費の取扱いとしては、3月31日の支払いというところで線引きし、整理しております。4月以降の支出については、翌年度にという形で整理しており、この考え方に基づいて運用しています。この考え方自体どうなのかというのが、今回お諮りしている内容であると思いますが、他市の事例等は今後事務局でも調べますが、市役所とはまた違った形、市の会計とは少し違った形で運用しているのが現状であるということです。

以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 浜津議会事務局長。

○浜津議会事務局長 今申し上げたように、3月31日で切っていますけれども、基本は最初の考え方が領収書の日付、これを基準にしていますので、3月分の、名目上は3月分ですけれども、4月1日になっていけばもう4月の分、翌年度分という取扱いです。だから、あくまでも領収書が何月なのかというのが基準になって、現金主義的な考え方です。

他市で今、箭内委員が申されたようにある程度の、役所的に言えば出納整理期間、そのように取り扱って政務活動費を支出しているかどうか、まだ手元には資料はありませんので、これについては、次の委員会のときまでに他市はどういう取扱いをしているか調べたいと思います。

○佐藤徹哉委員長 箭内委員。

○箭内好彦委員 私の質問に対して今お答えいただいたとっておりますので、それに対してですが、やはり基本的にその期間までの活動に対する決済ですので、これ例えば決済日が問題だという考え方でやりますと、今後、例えば、また矛盾が出てくる可能性があるのだと思うのです。例えば、決済日ではなくてそのときの行為、その3月年度内の行為に対して支払ったのが、例えば4月になってからである、あるいは5月15日までで支払ったとか。そこまでは年度内に含めないと、これからやはり矛盾が起きると思います。

ですから、私があえて意見として今度言わせていただくのであれば、社会通念上のそこまでの行為に対する支払いは、例えば月はもちろんまたぎますけれども、当然その年度内に入れないと理解をされない。あるいは悪用だってされかねない、それをしますと。先延ばしにしましょう、使い過ぎたから先延ばしにしましょうということだって、意図的にすることもできますよね。ですから、やはり私は年度内に活動によって使った費用に関しましては、その年度内に処理をする。要するに例えば3月分のものが4月、5月の日付になったとしても、それは3月にきっちりと繰り入れるという考え方をしないと、やはり矛盾が生じてくると思います。これ

は意見です。

○佐藤徹哉委員長 蛇石委員。

○蛇石郁子委員 大分悩ましい問題だと思っております。

私は大分複雑ながらも、なれてきたということもあるので、原則、事務局が提案されていることには従っていきたいと思います。というのは、そのほうが、3月31日までに支払っていくというやり方のほうが、一番すっきりしていると思いますので、領収日の日付を3月31日までとするという、この原則を今もやっているということです。それを複雑化するよりは、市民にわかりやすく提示できるという面ではいいのかなと思っておりますので、事務局の資料1で挙げられている(1)のところの課題として、翌月にずれ込んだ場合、年度をまたいだ場合に大変かなというのはあるけれども、考え方を整理しておけばいいのかなと思います。ただ、固定電話、携帯電話、ネット回線で3月、4月分が翌年度になるということ、それを個人ごとにきちんと、会派ごとにきちんと把握しておかないと、その辺は大変なのかなというのは危惧いたします。

(2)は、原則として実質は次年度であるが、先ほど言ったように3月31日で切っていくようにしていくことを、当分の間はやっていくのがいいと思っています。大変なのは大変ですね。立てかえ分とかも大分あるので、相当大変です。

○佐藤徹哉委員長 近内委員。

○近内利男委員 年度内の支出は、煩雑でも年度内の使用に対して年度内の支出だから、多少ずれても大した問題ではないと思うのです。問題は年度をまたぐものだと思うのです。

今までは議員の資格を継続しているので、過年度の領収書もその年度に支出しても手続上問題ないですよとしてきたのが、今度はネット公開するから、年度内で領収書、年度をまたいだものは、前年度のものは請求できないこととなりましたよね、今回から。だから、平成28年度と平成29年度は過渡的な扱いだと思うのです。

というのは、月額10万円、年間120万円という枠が決められている中で、確かに支出年度が多い年度と少ない年度とあるわけですね。これは悪用ではないのですけれども、そうやって調整してきたというのも個々人ではあると思うのです。これは今度支出を考えるのであれば、交付方法にも関係しています。関係しますというのも、今、会派に交付ですから、だからその会派内での使用ということになっていきますけれども、それぞれ月額の10万円、年間120万円を守ろうとすると、そういう矛盾も生じてくるということがあって、今度平成28年度と平成29年度は今ウェブ公開ということなので、疑義を持たれないようにそうしましょうということで、今やっているわけですね、取扱いは。

支出時期、主に通信費等とありますから、これらのほうの話をしますと、例えば新聞代。通信費はほとんどいろいろなところから直接払いではなくて引き落としですよ、銀行かカード

かいずれか。だけど新聞代は集金に来るわけですよ。そうすると、その月の月内に来る人もいれば、翌月に請求に来る人もいる。そうすると何月分というのが、その月によって6紙の領収書になったり、2紙の領収書になったりするわけ。何月分の請求。それはその見る側にとっては理解が難しいですよ。月によって、新聞代なんて4紙なら4紙、3紙なら3紙と決まって、同じ支出になるのではないかと。ところが、領収日でやった場合、ウェブで見たら、月によってばらばらではないということが生じます。例えば新聞だったら、3月分は3月分として4紙、4月分は4月分として4紙、30日の領収書と1日の領収書がまざっているかもしれないけれども、そういう扱いにすれば、見る側は理解しやすいということもあるのではないかと思います。

だから、年度末のところは取扱いの1、2で両方ありということで、よろしいのではないかと思います。実際、3月までに支出したら3月で請求すればいいし、年度をまたいでその成果が完了したあかつきのこの事例の取扱いでいうと、来年9月まで分を例えば今年の10月に先払いで払ったとしても、政務活動費として請求するのは過日というか、全部完了した来年9月に請求手続をする、年度間は2年度間にまたがるけれども、しょうがないというか。そういう支払をしたから、最初から支払ったから。だからさっきの農業新聞とか一括して払った場合などは、この最後の購読したその月に請求するということおりに、今までやってきたわけですから、年度間をまたぐのもそういう考え方で整理されてはいかがかと思います、今までどおりに。

○佐藤徹哉委員長 岩崎委員。

○岩崎真理子委員 政務活動費の適切な使われ方がされているのかどうかということで、元々は市民の税金ですから、情報公開することでいろいろ質問があって、その辺の説明が少々大変ということがあったとしても、丁寧に説明をできる郡山市は手引きを持っているわけなので、それに従って支出をするということを考えれば、これまで同様でいいと私も思っています。

それから、考え方の整理をしておくということは、手引をよく読み込んで、会派の担当者だけではなくて、人数が多い会派は少々大変だとは思いますが、そこを丁寧に説明をしていただきながら、会計担当者までに出していただく書類があるわけですが、そのときに説明をしたり、適切な処理がやはり必要だということややるということが、一番透明性を市民に図るということで考えれば、大切なことなのではないかと思います。ですから、少々の大変さや説明が求められるということがあったとしても、それはきちんと応えていく姿勢を持つということが、この検討委員会で確認されればいいのではないのでしょうかということで、この支出時期の考え方では意見としておきたいと思います。

○佐藤徹哉委員長 山口委員。

○山口信雄委員 近内委員と少し違う方向なのですが、できれば見る側に立つと、やはり統一していったほうがいいと私は思います。支払う側として、やはりこれは普段の自分のお金で何かを買うこととは違うので、年度をまたぐもの、取扱い1、2とありますけれども、例えば取

扱い1のように、もう年度で締めるように決めるとか、何か統一したほうが、説明するときの苦労を考えれば、支払うときの苦労よりもそちらを優先するのが、政務活動費のウェブ公開に当たって大事なことかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。意見として。

○佐藤徹哉委員長 今たくさん意見が出ました。年間購読の精算時期の件ですとか、月はまたいでも年度内に精算しないと矛盾が生じるとか、現行の制度を、会計責任者は大変でも現行の制度を守って、手引きを読み込んで説明責任を果たしていけば、現行制度のままいけるのではないかという意見、たくさん出ました。

今、皆さんからいただいた意見は、次回の委員会において整理したものを配付したいと思いますし、また、受けたいと思います。

ということで、この協議を打ち切ってもよろしいでしょうか。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 先ほど箭内委員から他市の取扱いの事例で、後日ということで回答したのですが、資料1の(2)の①の2月利用分で、領収日が次年度にわたった場合の事例ですね。中核市の取りまとめたものが、手元にあったものですから、ご紹介いたしますが、こちらの(2)の①の2月利用分の支出時期を、領収日は4月ということで次年度になっているのですが、例えば平成28年度と平成29年度と考えたときに、平成28年度支出は中核市で28市。平成29年度、翌年度分から支出が14市。どちらでも可能というのが6市という状況でございます。

補足説明とさせていただきますと思います。

○佐藤徹哉委員長 なお、次回の委員会において、今、皆さんからいただいた意見を整理したものを配付したいと思います。

では、次に、イ、交付方法について、事務局の説明を求めます。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 それでは、交付方法について、A4の資料2により説明いたします。資料の構成としては、資料1のつくりと同じです。

検討の内容としては、全国的に政務活動費に関し、さまざまな問題が出ていることを踏まえ、会派への政務活動費の交付を後払い方式にすべきというものでございます。現在、郡山市議会における事例はございません。

現在、本市議会では、①政務活動費の交付申請書を提出、②交付決定後、政務活動費の交付請求書を上期、下期ごとに提出、③政務活動費を上期、下期ごとに交付。その後、基本、政務活動費を立てかえて活動、④会派会長、経理責任者に各支出書類を添付した上で請求する、⑤政務活動費を支出するという流れになっております。

交付方法についての説明は以上です。

○佐藤徹哉委員長 事務局の説明が終了しました。

委員各位の発言を許します。

飯塚委員。

○飯塚裕一委員 社会民主党でもこの点についていろいろ話をしました。

まず、市民の方が今このような形で、きちんと政務活動費が支出されているのをご存じなのかということが課題として上がりました。いつ、だれが、どのように支出しているのか、市民の方々は、今よくご存じではないのではないか。この今のあり方、発生し、立てかえた後、請求をして払われていて、最初から渡しているのではないということを丁寧に説明し、それも適正な手続の上で支払いがなされているということをご理解いただければ、疑念を抱くことはないのではないか。まずは、きちんとした説明が必要なのではないか。議会だよりやその他いろいろな機会の説明を申し上げることが、何よりも大切ではないかという話がありました。

先ほどの論議でもありましたけれども、郡山市の場合は非常に丁寧に、今まで政務活動費に関してやってきている。手引きもつくって、その都度改定をしながら、疑念を抱かれることのないよう進めている。まずはその姿勢をきちんと市民の皆さんにお知らせすることから始めてはどうかという話でありました。

○佐藤徹哉委員長 近内委員。

○近内利男委員 交付方法で検討の内容といきなり出ているのですが、現行の取扱いで何の不都合があったのかというのをまず聞きたい。不都合があったから、このように検討しようというならばわかります。

2番目、全国的にさまざまな問題、本市においてあったのか。その富山のように、新聞に書かれているような、先に議員にお金を渡して、そしてそれを使わないともったいないという感覚があって、ぼろぼろ出てきたというのがありますけれども、本市において、10年前は確かに新聞に書かれたこともありました。ところが近年、このように厳格な運用方法になった中で、何か問題があったのか。私の知るところでは、ないと思っているのですけれども、その辺いかがなんでしょうか。だから、私の意見は現行で不都合がなければ現行のままでいいのではないですか。個々人は立て替えて払っているのだから。

○佐藤徹哉委員長 浜津議会事務局長。

○浜津議会事務局長 今の近内委員からの質問ですが、一切、今のところ郡山では問題は起きておりません。ただ、やはり、富山であのような問題が出たという中で、やはり後払いを検討するという議会が出てきております。ですので、郡山でも、その後払いについても検討した中で、現行制度にということになれば、今言ったような近内委員の意見だと思えますけれども、世間というか、各議会の流れの中で、郡山もやはり検討しなければならないのではないかということで、今回、挙げさせていただきました。

そして、この現行の取扱いを見ていただくとわかるように、実質、議員に現金を渡して活動

してもらおうという前払いではないというのを説明できればいいのかなと考えております。議会だより等でこの流れについては説明できればと感じております。

○佐藤徹哉委員長 近内委員。

○近内利男委員 確かに飯塚委員が言ったように、聞かないと、説明しないとわからない、理解されないというのがある。だから私も個人の議会報告会等で、全国的に問題になっている政務活動費の交付、使用方法などについて、じかに説明をすると支持者は理解してくれています。というのは、新聞の富山の事例で、議員はみんな同じなのかと思われているのです。だから、先に年間120万円もらって、そこから貯金しておいて、そこから使っているような、そういう感覚なのかと。いやいや違う。領収書、きちんと報告書、名刺とか全部写真とか添付して、もう表現悪いけれどもがんじがらめのような状態で使っているのだということを説明すると、理解してくれます。郡山市は日本一厳格な政務活動費の使い方だと言ってもいいくらいなので、現行の取扱いでいいのではないかと思います。あとはウェブ、いろいろな媒体を使ってその辺を説明していけば、市民の理解は得られるのではないかと思います。

○佐藤徹哉委員長 栗原副委員長。

○栗原晃副委員長 我々議会議員は基本的に、1人会派でやっている方もおりますけれども、会派をつくって議員活動をしています。その中で年に1、2回会報を出しますよね。この会報については1回100万円ぐらい、100万円から100万円と少しかかるとは思いますが、現行どおりやっていただかないと、そういう活動もできなくなってしまうので、特別に問題ないのであれば、このままでいいと思います。

○佐藤徹哉委員長 山口委員。

○山口信雄委員 検討の内容で、基本的に後払いにすることですけれども、現状が基本的に後払いで、どの辺がもっと後払いになるのかお伺いしたい。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 これまでは、会派にはあらかじめ上期、下期に分けて支出していたのですが、完全に後払いとなった場合は、交付ではなくて、請求書等全部確認の上で払うということで、手元に常に交付されたお金がない状況になります。

○佐藤徹哉委員長 箭内委員。

○箭内好彦委員 今回の趣旨というのは、やはり市民の皆さんが見て、これは本当に適正に使われているのだろうかという疑念を生む余地を、できるだけなくしていくという方向だと思っています。やはり私ども、会社の経理にしましても、「はい、ではあなたに今回10万円やるよ、使ったものに関しては後で報告してください」とうことは、やはり絶対やりませんので、一般的な感覚とすれば、最初に会派の口座にお金を入れるという行為自体に、少し違和感を持つ市民が多いのだと私は理解しているのです。

ですから、ここまでどっちみち後払いでやるのであれば、それを管理する事務局の負担は大きくなるとは思いますが、それをいとわないのであれば、一切そういう余地も入らないし、その疑念も起きる余地をなくすという方向に動くのが、今の流れなのかなと私は感じているので、私はそうすべきではないかという意見です。

○佐藤徹哉委員長 但野委員。

○但野光夫委員 細かなものは全部自分自腹切っていますけれども、問題は視察の旅費や参加費が、恐らく政務活動費の中ではかなりのウエイトを占めていて、高い金額です。これを各議員が自分の所得で賄って、前払いでやってくださいって言ったら、恐らくだれも行かなくなってしまうのではないかと。行かなくなるということは、議員の資質向上や研究もなされなくて、どんどん議員のレベルが下がって、議会どうなのだということになりかねない要素をはらんでいる。

この問題は、そもそも後払いなのです。すべてのものはほとんど後払いなのです。けれども、旅費だけが旅費申請して余ったものは返すという、こういうシステムになっていますよね。だから、これは表現が間違い。つまりすべてのものは後払いけれども、旅費に関しては前払いになっているから、それをどうしようかという、こういうことなのです。

だから、市民の皆さんにも、さっき栗原副委員長が言ったとおり、会派はもう会派で管理しているわけだから、これはもう後払いですよ、本当に。そこの通帳から勝手に持って行ってやっている会派の委員はいないわけで、だから会派ではもうきちんと後払いにしています。ただ、旅費だけはそういうわけにいかないから、立てかえる人もいるかもしれないけれども、請求書や見積書を出してもらって支出することもあります。

だから、会派に対する交付を後払いにするというのは、考え方に土台無理がある。議員活動が成り立たないですよ。と思うのですが、さっきの会報にしてもそうでしょう。100万円もの金、私たちが現金で、4人だから25万円ずつ出してやろうなんて言ったら、結構大変ですよ。だから、そう考えると無理だなと、現実的ではないと。小さい町村で月2万円や3万円もらっているところは、これは可能ですよ、それは。額が違う。その都市規模に合わせてやらないと、こういった何かへんなことに、私たちもつき合わざるを得ないと思いますけれども、どうなのでしょうかね。

○佐藤徹哉委員長 意見としてですから。

蛇石委員。

○蛇石郁子委員 交付方法について、今お聞きしているのですが、私は現行どおりでいいと思っています。確かに透明性の確保というのはすごく大事な点なので、ずっとそれを踏まえて改革等をしてきた経緯もありますし、経理責任者の会議でも、手引きのとおりやっていますので、市民への説明もできていると思います。

あと、後払いという方式が余り具体的にイメージできないでいるのですが、事務局が今でも結構お忙しいとは思いますが、事務局としてもまた大変になってくるのかなというのは心配していますので、今の現行で前段として預かっている、そして適正に費用を使っているということであれば、特に問題ないと思いますので、現行どおりでお願いしたいと思います。

○佐藤徹哉委員長 折笠委員。

○折笠正委員 現在の交付方法で、市民の方とか、いろいろな方からご指摘を受けたことがあるのかどうかということになりますと、先ほど浜津事務局長が言われたように、別に今まで問題ないのでしょうか、交付方法に関しては。その辺でもし意見があればお聞かせください。

○佐藤徹哉委員長 浜津議会事務局長。

○浜津議会事務局長 交付方法について、市民からのお問い合わせとか苦情とか、そういうことに関しましては今のところございません。

○佐藤徹哉委員長 岩崎委員。

○岩崎真理子委員 まず、政務活動費が郡山市は議員1人当たり月10万円というのが、個人に支給ではなくて会派に支給されますから、会派の会長の責任のもとで、会計担当者がそれを預かっているということですよ。それで、その現行の取扱いで請求があったら、領収書がついていれば、その分を銀行に行っておろしてきて、それをお支払いするというところでやっているわけです。

これが後払いとなると、会派の担当のところは、その仕事がお金を預かるということがなく、書類等を預かって、多分持って行って、事務局に出して、事務局から、領収書はついていけるけれども、どのぐらいでそのお金が入るのか。これは額が小さければ本当、立てかえておいていただいてもいいかなと思いますけれども、高額になる場合はどうにもならないので、いつ入るのかということになるわけですが、実際に後払い方法でやっているところは、請求書、それから領収書、全部つけて、この分支出しましたという報告をしてから、どのぐらいで入ってくるのでしょうかというのをぜひ知りたいと思うわけです。

箭内委員から出された改善の方向性があるのではないですかというのは私も考えますが、それでは具体的にそれを実行しようとしたときに、どうなのかということがわからないままではできないなというのがありますね。実際に今やっていて、各会派で、担当しているわけですから、後払いを会派の各委員には求めているし、今、実際にそうやっているわけですが、

ただ、会派の共通部分というのがあるわけですよ。そのさっき言われた市議会だより、広報活動、広聴活動という、ここの部分ではかなり金額がまとまるわけですよ。それを立てかえることができないというように、できないですよ。金額が多いと。そうなったときに、それでは、支出の領収書がなくても、事務局に相談をしたら、その金額はいただける方向になるのかどうかという、具体的にそういうことがはっきりしていないうちは、後払い方法にしましょう

とは、なかなかならないのではないかと考えています。

○佐藤徹哉委員長 意見の中で、政務活動費の支出については最初から受け取っているわけではないことを説明することが重要で、現行のとおりに行うべきという意見や、会派の通帳に先に入れるということに違和感がある、是正していくべきではないかという意見、そして透明性の確保は必要だが、現行問題ないのではないかと、たくさん意見いただきました。なお、次回委員会において整理したものを配付したいと思います。

以上で、協議事項（１）のイ、交付方法についての協議を閉じさせていただきます。

次に、協議事項（２）その他について、委員の皆さまから何かございますでしょうか。

栗原副委員長。

○栗原 晃副委員長 確認しておきたいことがあるのですが、この資料をもらった、これまでの経過の中で、平成20年に自動車燃料と電話４分の１と按分になりましたよね。これについても経過を詳しく教えてほしい。知っていますか。教えてください。

〔「私が説明しましょう、それは」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前１１時２４分 休憩

午前１１時２９分 再開

○佐藤徹哉委員長 再開します。

協議事項２番の（２）その他、委員の皆さんより何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 事務局から何かありますか。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 それでは、事務局から領収書ウェブ公開について、他市の事例について、配付しましたＡ４、１枚とＡ３、６枚の資料により説明いたします。

初めに、Ａ４の資料については、ウェブサイトで公開している本市の現在の政務活動費、収支報告一覧表の資料となっております。

次に、Ａ３の資料になりますが、１枚目は函館市議会の政務活動費領収書公開のウェブサイトです。函館市議会は交付対象が会派で、交付額は議員１人当たり月額４万５,０００円となっております。そのウェブ公開としましては、会派ごとに領収書を月ごとに整理し、ウェブサイト上で公開しているものです。

次に、２枚目ですが、八戸市議会の政務活動費領収書公開のウェブサイトになります。八戸市議会は交付対象が会派で、交付額は議員１人当たり月額８万円となっております。そのウェブ公開としては、会派ごとに調査項目の旅費などの項目ごとに整理し、公開しているものです。

次に、3枚目ですが、こちらは横須賀市議会の政務活動費領収書公開のウェブサイトです。横須賀市議会は交付対象が議員または会派で、交付額は議員1人当たり月額13万9,000円となっております。そのウェブ公開としましては、交付している議員、または会派ごとに整理し、議員の欄、会派の欄に分けた形で公開しているものです。

続いて4枚目ですが、こちらは西宮市議会の政務活動費領収書公開のウェブサイトになります。西宮市議会は交付対象が会派または議員で、交付額は議員1人当たり月額12万円となっております。そのウェブ公開としましては、交付されている議員または会派ごとに整理し、公開しているものです。

続いて5枚目ですが、こちらは町田市議会の政務活動費領収書公開のウェブサイトになります。町田市議会は交付対象が会派で、交付額は議員1人当たり月額6万円となっております。そのウェブ公開としましては、会派ごとに調査活動費や研修等の項目ごとに整理し、公開しているものです。

最後に6枚目ですが、こちらは政令指定都市の京都市会と神戸市会の政務活動費領収書公開のウェブサイトになります。京都市会は交付対象が会派で、交付額は記載のとおりであり、会派分と議員分に分け、それぞれ個別に整理し、ウェブサイト上で公開しているものであります。神戸市会は交付対象が会派で、交付額は記載のとおりであり、会派ごとに領収書と印刷物に整理し、それぞれある程度のボリュームに分けて整理し、ウェブサイト上で公開しているものです。

なお、実際にPDF化された領収書については、それぞれご覧いただければと思います。

領収書ウェブ公開の他市の事例についての説明は以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 事務局の説明が終了しました。

各委員からご意見、ご質問等ございますでしょうか。

栗原副委員長。

○栗原晃副委員長 郡山市の公開の仕方というのは、イメージとしては、これのどれにしたいのか。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 郡山市はこれから、平成28年度分から整理して公開する形になるものですから、今回、委員の皆さんからご意見をいただければ。平成29年度から平成28年度分ですね、今年度やっている分を公開していくという形になりますので、これからまさに構成していく形になるものですから、どのような形のものかも含め、ご意見をいただければと思います。

○佐藤徹哉委員長 他に意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 ないようですので、2番の協議事項を閉じさせていただきます。

大きな項目の3番、その他に移ります。

委員の皆さまから何かございますでしょうか。

○佐藤徹哉委員長 蛇石委員。

○蛇石郁子委員 会派の通帳、印鑑等の管理はどのようになっているか、状況がばらばらかなと思うのですが、その辺をお聞きしたいと思います。

○佐藤徹哉委員長 ここに会計責任者、全員いますので、まず、創風会、自分がお預かりしています。会計責任者が管理しています。

但野委員。

○但野光夫委員 公明党も私が管理していますよ。私の机の引き出しにあります。

○佐藤徹哉委員長 飯塚委員。

○飯塚裕一委員 社会民主党は私が、会計責任者の私がやっております。

○佐藤徹哉委員長 岩崎委員。

○岩崎真理子委員 共産党も会計担当者が預かっています。鍵を閉めています。

○佐藤徹哉委員長 蛇石委員。

○蛇石郁子委員 虹とみどりの会も会長と経理担当者を兼ねておりますので、私のほうが会派で管理しています。

○佐藤徹哉委員長 箭内委員。

○箭内好彦委員 同様です。

○佐藤徹哉委員長 栗原副委員長。

○栗原 晃副委員長 うちだけが、貴重なものなので事務局に保管していただいております。

○佐藤徹哉委員長 その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 事務局は

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それでは、次回委員会の日程についてお諮りいたします。

次回委員会の日程について協議させていただきます。

正副委員長で話をして、4月21日金曜日、午前10時から開催したいと思います、いかがでしょうか。

〔「了解です」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 もしその日都合悪いとかあれば。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それでは、4月21日午前10時からの開催とさせていただきます。

なお、次回検討委員会については、旅費の支出について、視察報告書についてを協議したい

と思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 異議なしと認めます。

なお、開催通知について、後日改めて事務局より発送いたします。

それでは、第２回政務活動費検討委員会を終了いたします。

午前１１時３７分 閉会

ここに署名する。

政務活動費検討委員会

委員長

佐藤 徹哉

副委員長

栗原 晃

委員

蛇石 郁子